

教団新報

定価 1部220円(本体200円+共283円)
 予約購読料 1年分 千共 3,962円
 紙代のみ 3,080円
 振替 00140-9-145275

本紙を購読ご希望の方は、前金を
 そえて、お近くのキリスト教書店
 へお申し込み下さい。
 教会の購読料は負担金に含みます。

発行所 日本基督教団
 169-0051 東京都新宿区西早稲田2-3-18
 日本キリスト教会館内 電話03(3202)0546
 FAX03(3207)3918
 URL http://uccj.org

発行人 網中彰子
 編集主筆 嶋田恵悟
 印刷所 株式会社きかんし



雲然議長が発題

第42総会期第11回

常議員会

第43回教団総会について協議

第11回常議員会が7月1〜2日、教団会議室で常議員全員が出席して行われた。

書記報告の中で黒田若雄書記は、出版局ステアリング・コミッティにつき、「今総会期をもって終了することを確認した」と報告した。

総幹事報告では網中彰子総幹事が、能登半島地震の対応について、教団として、3回、被災教会を公式に訪問したこと、新型コロナウイルスに関連して、礼拝出席者数の停滞は否めず、財政状況も悪化していることを受けて、既に行われている負担金削減プログラムに加えて、経費削減に努めること、教団メディア(広報)について、「オンラインルーム」が完成した

こと等を報告した。信仰職制委員会報告では田邊由紀夫委員長が、長年の課題である式文の改定に先立ち、現在用いられている、「口語式文」、「試案と解説」、「試用版」についての指針を、特に、准允、按手礼、洗礼式の式文を比較しつつ作成していることを報告した。

教師養成制度検討委員会報告では、菅原力委員長が、15頁にわたる、教規から導き出される「日本基督教団の教師論」を配布した。協議の中で、教師論の拘束力が問われ、菅原委員長は、委員会で考えておらず、抜いてどうするかは常議員会で議論すべきことと説明した他、「私たちは既に、聖書、信条、教会法

の中に位置づけられており、教師論が新しい拘束性を持つということではない」と述べた。報告を承認した後、雲然俊美議長は、「教師論」の取り扱いについて、「8月に

協議会

二種教職制の課題を共有

常議員の協議会を開催し、10月の常議員会で三役から提案したい」と述べ、協議は承認した。

東北地方地震被災教会会堂等再建支援委員会の報告では、篠浦千史委員

長が、2021年の地震から3年経ったことを受けて委員会を閉じることを提案した。これを受けて、新たに議案を立て、委員会を終了し、不足分210万1574円は、東日本大震災救援対策継続委員会会計からの繰り入れによって処理することを可決した。

第43回教団総会準備委員会報告では、豊川昭夫常議員が協議事項につき、「傍聴者はオンラインで。来賓は招かず、信徒の交流、解放劇は行わない。参加費は2万円。会場は3階のみを使用(費用2470万円)」等を報告した。審議の中で、議事運営をスムーズに進めることにつき、具体的な検討してほしい等の意見が出た。また、第43回教団総会に関する件では、主題を「キリストのからだなる教会」とすることの他、教団総会議員、准議員、特別委員、礼拝奉仕者等を承認した。

能登半島地震被災した3教会及び教会関連幼児施設の再建に取り組むために、「能登半島地震被災教会会堂等再建支援委員会」を設置することを可決した。

(新報編集部報)

夏期一斉休暇のお知らせ
 教団事務局と年金局は8月7〜9日、出版局は8月1〜2日となります。
 総幹事 網中彰子

財務関連

23年度歳入歳出決算を承認

財務関連の議案はまず予算決算委員会報告が宇田真委員長によってなされた後、23年度第3次補正予算が審議された。これは経常会計の事業活動収入「繰入金収入」にカナダプロジェクトより1348万1310円を繰り入れるものである。投資活動収入は「長期借入金収入」を、出版局への貸付のために遺

贈特別会計より繰り入れた2200万円と出版局からの返済分を併せて2348万円とする。また投資活動支出は前述2348万円のうち2200万円を出版局への貸付金として支出し、148万円を遺贈特別会計に資金移動する。そのほか会館3階の内装工事に関連した支出等も計上し、第3次補正

予算の経常会計全体の収支は317万6000円の差損。次期繰越金は5215万1848円である。

続いて23年度決算が審議された。宇田委員長によると、予算を大幅に上回った献金収入、鶴見教会の解体費用の立て替え分の返金、前述のカナダプロジェクトからの繰り入れにより

事業活動収入計は2億9387万2940円となった。支出は人件費を予算比85%に抑えることができた。23年度決算の経常会計全体の収支は337万1206円の差損が生じ、次期繰越金は5195万6642円となる。

その他、23年度教団各種センター会計報告、24年度第1次補正予算等が

審議された。各補正予算案、決算案は承認された。「伝道資金運用に関する件」では25年度の教区負担金額の案、審査・交付のスケジュールが提示された。

部落解放センターの23年度決算および24年度予算について鈴木木蓮運管委員長が説明し、いずれも賛成多数で承認された。ただし決算については人件費が予算を大幅に上回っている点について議論になった。

出版局の23年度決算については吉岡光人理事長が報告し、3億円の売上げを目標としたものの2億6000万円余りにとどまったため2000万円を超える赤字となった。また大谷理経理事長はこのままではあと数年で債務超過となる恐れがあると述べた。これに対して「この状況で賞与を出すのは不適切」、「給与体系を見直すしかない」等の意見が出たほか雲然俊美議長は「手を尽くしてきた結果だ。これから

しい手を打つしかない」と述べた。

年金局の23年度決算について中川義幸理事長が説明し、掛金総額を給付額が上回る「ワニの口」の状態は変わらないが献金や資産運用益により4340万円余りを積み増し退職年金積立金は45億2759万762円。

(米山恭平報)

教区総会報告

2024年度

4

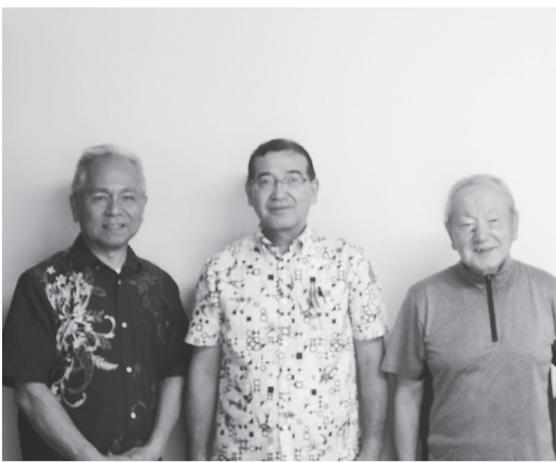
全ての教区総会が日程通りに開催

沖縄・神奈川・総幹事総括

沖縄

教団総会議員、選出しないことを可決

第85回沖縄教区総会が5月26～27日、沖縄キリスト教センターにて開催された。開会時の議員数は47名中41名の出席があった。今回も宮古島、石垣島からはオンライン出席が行われた。傍聴に際しては、沖縄教区内の教師・信徒のみを議場に入れ、他教区からの傍聴者は議場外にてモニターを通しての対応をとった。



左から具志堅副議長、上地議長、仲本書記

開会礼拝、組織会、議事日程、総会特別委員選任等を行った後、早速に議長報告、常置委員会報告と共に、議長選挙、副議長選挙、書記選挙に入った。書記は慣例として新議長・新副議長の推薦を議場にての承認にて選出している。

議案第7号教団総会議員選挙に関する件では、今回も「教団総会議員を選出しないことを承認する」が賛成多数にて可決承認された。周知のとおり、第33回日本基督教団総会において名称変更議案が廃案とされたことにより「教団と距離を置く」沖縄教区としては、「この方針が解消され得る理由がない限り、総会議員を選出しない」としている。

また議案第8号では「沖縄教区巡回教師規程」の制定に関して議論された。これは前総会期からも継続で議論され「規定案」も整えられたが、議場では巡回教師の必要・不要論から始まり、教区としての宣言としてどのように位置づけるかとの課題が指摘され、一旦、新常置委員会で審議をやり直すよう常置委員会への付託となった。

各教区総会が日程通りに開催されました。引き続き新型コロナウイルス感染症対策をしつつ、数年ぶりに聖餐式を行うことが出来た教区もあり、喜びが報告されました。准允・按手礼式が行われた総会もあり、教団の教師として、主の体なる教会に共に連なる幸いを思います。それぞれの新しい日々が主

の導きの内にありますようお願いいたします。

教会・伝道所の解散があった教区では、長きに亘る働きを創立からの歴史と共に皆で覚え「感謝を持って神さまにお返しいたします」との祈りが捧げられました。一方、長年の祈りが実り、新しく設立された教会・伝道所もあります。新たな環

境の中で礼拝を捧げる希望が与えられています。

教区によっては各個教会の近況報告が掲載された資料もあり、受洗者が与えられた恵みと喜びが記されていました。その一人に神さまの救いの御業を思います。すべての教会の礼拝にまだ見ぬ新しい出会いがありますようお願いいたします。

各教区に共通する課題は教勢低下に伴い教区活動を見直し各個教会の財政負担減を計ることで、教区互助・互助規則、謝儀保障制度など継続してきた制度をどう維持していくか、持続可能な方法は何かも協議されています。捧げる思いを大切に、教区財政の縮小という

過渡期にあつて、コロナ禍以降定着してきたオンラインで行う会議や委員会へのサポート体制を整える教区もあります。選挙において投票アプリを導入し、全員がスマホで瞬時に投票を行う教区もありました。これにより大幅な時間短縮が可能となります。DX(デジタルトランスフォーメー

ション)が進む一方、一教会では困難な教会敷地の整備や会堂維持のための人的な協力が近隣教会を含めて教区として既に行われています。

教区報を含む広報活動についても時代の変化に応じて多様な手段を検討している教区もありました。印刷・製本・発送費用などが高騰し始め、ペーパーレス化も進んでいます。世代に関係なく、インターネット上で情報に手軽に接続出来る、今内容によっては頻度を多く短く発信することも有益となります。何でも新しくすればよいということではありませんが、人員減少に応じた無理のない広報方法があることは可能性の一つとして知っておきたいと思えます。

最後に、能登半島地震被災教会については中部教区総会で七尾教会・羽咋教会・富来伝道所・輪島教会の主任牧師がそれぞれ報告する時間が設けられました。困難の只中にある教会や周囲の現状に心痛めつつ祈りと献金によって支えられている感謝が伝えられました。

総括

教区総会を終えて

総幹事 網中彰子

【教職】古谷正仁(蒔田)、藤掛順一(横浜指路)、秋間文子(茅ヶ崎南湖)、平良愛香(川和)、小宮山剛(逗子)、金子信一(湯河原)、佐野匡(横浜本郷台)、孫裕久(川崎戸手)、寺田信一(横須賀小川町)、宮川忠大(横浜本牧)、長倉基(藤沢北)、井殿準(翠ヶ丘)、原宝(上大岡)、桐藤薫(六ツ川)

【信徒】岡安博(鶴見)、松森しおり(横浜指路)、荒木美智子(鎌倉雪ノ下)、大西誠(横浜指路)、沖田忠子(横浜港南台)、本城勇介(鎌倉雪ノ下)、岩村悦江(二ツ橋)、松橋秀之(蒔田)、伊東永子(翠ヶ丘)、川合重貞(橋本)、斎藤圭美(高座渋谷)、古賀健一郎(紅葉坂)、堀木一男(六ツ川)、世安正明(衣笠病院)

(米山恭平報)

神奈川

北村慈郎教師戒規、再審議を求め

第153回神奈川教区総会が6月29日、清水ヶ丘教会で開催された。開会時、正議員の出席者数は221名中、154名だった。

准允と按手礼執行に関する件では志願者がそれぞれ所信を述べたのに対し、議場から北村慈郎教師の戒規について考えを述べるよう求める声が上がった。神奈川教区が准允・按手礼の執行に際し

重ねてきた「今回の教師検定試験は、不当とまでは言えない」との決議に對して「議案でないものを決議してよいのか」、「不当だが新たな教師を望む苦渋の歴史の中でこの決議が生まれたことを重んじるべき」、「教師検定制度に問題があるなら別の形で提すべき」等の意見が出た。また議論は2種教職制にも及んだ。

古谷正仁議長は「次回総会にはこの決議を議案化する事を約束する。今回はこのまま採決に入りたい」と述べた。採決の結果全員の執行が承認された後、准允および按手礼が執行され正教師2名と補教師3名が新たに立てられた。

教団問安使の藤盛勇紀総会副議長に対しては戒規問題や能登半島地震への対応について質問が出た。また、ある准議員は「教師委員会が前総会期の教師委員会が見送った他教区からの戒規申し立てを総会期が代わったとして受理したのは一事不再議の原則に反する」と指摘し「それならば北村教師の戒規についても再審議を受けることができると述べた。

議案第7号「日本基督教団第36総会期教師委員会により戒規免職処分」の対応について質問が出た。また、ある准議員は「教師委員会が前総会期の教師委員会が見送った他教区からの戒規申し立てを総会期が代わったとして受理したのは一事不

再議の原則に反する」と指摘し「それならば北村教師の戒規についても再審議を受けることができると述べた。

議案第7号「日本基督教団第36総会期教師委員会により戒規免職処分」の対応について質問が出た。

【教職】古谷正仁(蒔田)、藤掛順一(横浜指路)、秋間文子(茅ヶ崎南湖)、平良愛香(川和)、小宮山剛(逗子)、金子信一(湯河原)、佐野匡(横浜本郷台)、孫裕久(川崎戸手)、寺田信一(横須賀小川町)、宮川忠大(横浜本牧)、長倉基(藤沢北)、井殿準(翠ヶ丘)、原宝(上大岡)、桐藤薫(六ツ川)

【信徒】岡安博(鶴見)、松森しおり(横浜指路)、荒木美智子(鎌倉雪ノ下)、大西誠(横浜指路)、沖田忠子(横浜港南台)、本城勇介(鎌倉雪ノ下)、岩村悦江(二ツ橋)、松橋秀之(蒔田)、伊東永子(翠ヶ丘)、川合重貞(橋本)、斎藤圭美(高座渋谷)、古賀健一郎(紅葉坂)、堀木一男(六ツ川)、世安正明(衣笠病院)

(米山恭平報)



准允・按手の執行を個別に採決

【教職】古谷正仁(蒔田)、藤掛順一(横浜指路)、秋間文子(茅ヶ崎南湖)、平良愛香(川和)、小宮山剛(逗子)、金子信一(湯河原)、佐野匡(横浜本郷台)、孫裕久(川崎戸手)、寺田信一(横須賀小川町)、宮川忠大(横浜本牧)、長倉基(藤沢北)、井殿準(翠ヶ丘)、原宝(上大岡)、桐藤薫(六ツ川)

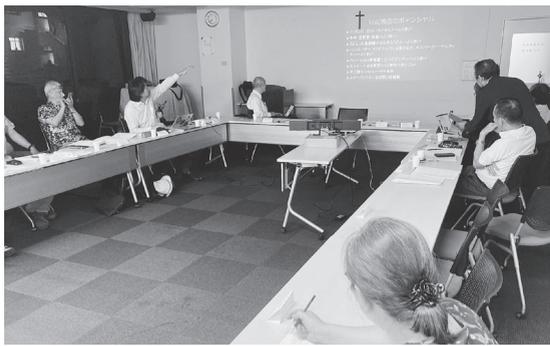
【信徒】岡安博(鶴見)、松森しおり(横浜指路)、荒木美智子(鎌倉雪ノ下)、大西誠(横浜指路)、沖田忠子(横浜港南台)、本城勇介(鎌倉雪ノ下)、岩村悦江(二ツ橋)、松橋秀之(蒔田)、伊東永子(翠ヶ丘)、川合重貞(橋本)、斎藤圭美(高座渋谷)、古賀健一郎(紅葉坂)、堀木一男(六ツ川)、世安正明(衣笠病院)

(米山恭平報)

「災害に備える」をテーマに

社会委員長会議

6月24日、25日、全国社会委員長会議が教団会議室で開催された。出席者は教区・支区の代表者15名、発題者3名、社会委員6名、事務局2名の計26名だった。この会議のテーマは「災害に備える」というもので、開会礼拝では柳谷知之社会委員長より、マタイによる福音書25章31節以下およびヘブライ人への手紙13章1節以下より、日ごろの私たちの生き方、在り方を顧みる時が与えられた。続いて、各教区・支区より活動報告およびアンケート回答がなされた。今回は事前に災害への備えに関するアンケートを依頼し、当日はそのアンケートに基づいて報告してもらった。



教区・支区の代表者が集まって

島田の刻々と

の通り。「①教区における災害窓口はありますか。また、災害が起こった時にどのような組織や体制をお考えでしょうか。②教区として災害への備えをどのようになさっていますか。③今までに、災害に対してどのように対応されたのか教えてください。④教区として災害への備えについて課題があればお願います。⑤災害対策として教団に期待することやご要望があれば教えてください。」

アンケートは19教区・支区から回答があった。大災害を経験した教区とそうでない教区で備えへの差が見られた。各教区・支区のそれぞれの考えに基づいた対策や災害マニュアルの共有、また地域独自の課題を聞くことができ、有意義な時であった。

夕食休憩後、能登半島地震をめぐって、中部教区の対応を加藤幹夫、議長より、ボランティア活動報告を野田沢牧師より受けた。能登半島の刻々と

変わる状況に中部教区が丁寧に関わったこと、また複雑な課題の一部分を分かち合うことができた。活発な質疑応答や意見交換がなされ、一日目を終了した。二日目は教団救援対策本部の実働報告を道家紀一幹事より、またACTジャパンの活動報告を牧由紀子氏より聞いた。教団は、「救援対策基金に関する運用規定」に基づいて行動していること、BCP（事業継続計画）も作成したがまだ精査が必要な段階であることが報告された。ACTジャパンは3月と5月に炊き出しを行い、6月からは月に一度カフェを開く予定であると報告された。各報告後に質疑の時間をもち、その後は中部教区社会委員会活動報告を聞き、全体会へと進んだ。全体会では、教団や社会委員会への要望、社会委員長会議についての提言などがあつた。久しぶりの対面での会議に喜びの声が聞かれた。特に災害への備えには日ごろからのつながりや関係作りが大切であるため、今回の会議で顔の見える関係を築き上げる重要性を実感することができた。大塚啓子委員の閉会祈禱をもって終了した。

第6回社会委員会

全国社会委員長会議後、開催された。真壁慶委員による開会礼拝の後、日本キリスト教社会事業同盟報告を受けた。「教団との関係を考える会」第2回会合が2月27日にオンラインで開催され、2名の発題があつた。

主な協議事項は、まず社会委員長会議の振り返りを行った。会議を受けて、教団のHPの文書・資料集に各教区の災害対応マニュアルを載せる準備をすること、アンケート結果の一部を教団常議員会と共有することとした。また、会議のまとめを作成し、欠席した教区に送ることとした。募金に関しては、6月20日現在、能登半島地震緊急救援募金として7834万5783円がさげられている。6月末までとされていたウクライナ救援募金を12月末まで、またガザ救援募金を12月末まで延長することを決めた。

(大塚啓子報)

2024年

在日大韓基督教会 日本基督教団

平和メッセージ

2024年 平和聖日

日本基督教団 総会議長 雲然俊美
在日大韓基督教会総会長 梁采友

主よ、平和をわたしたちにお授けください。わたしたちのすべての業を 成し遂げてくださるのはあなたです。わたしたちの神なる主よ あなた以外の支配者が我らを支配しています。しかしわたしたちは あなたの御名だけを唱えます。

(イザヤ書 26章12節～13節)

涙も枯れるほどの恐怖が、いまもガザ地区を覆います。主イエスが、愛と平和と和解をもたらすためにこの世に遣わされ、愚かなわたしたちのために十字架刑となった地において、多くの無辜の命が強大な軍事力によって弄ばれるように奪われています。「わたしたちの神なる主よ あなた以外の支配者が我らを支配しています」。それは同時に、わたしたちのうちにある愚かさでもあります。

しかしわたしたちは、何度でも主イエスに立ち帰り「あなたの御名だけを唱えます」。そしてどうか「平和をわたしたちにお授けください」と悔い改めと共に深く祈り求め、ここに平和メッセージを宣言します。

<パレスチナにおける紛争について>

近代以降、植民地主義と資本主義による支配の根源が凝縮されたパレスチナにおいて、剥き出しの恐怖と残虐さが生々しく日々、私どもの前に、マスメディア、ソーシャルネットワーク等を通じて激しく突き出されています。こうしている今も、イスラエル軍は西側諸国の物理的・心理的援護を背景に、罪なきパレスチナ人を殺戮し、ガザ地区の人びとは昼夜問わず恐怖に包まれ、地獄を生き延びています。かつてホロコーストの地獄で命を奪われたユダヤ人、被差別民、障がい者たちの魂、

同時に今、世界中の抑圧された人びとの魂もまた、おぞましいジェノサイドの中で、再び容赦なく踏み潰されています。

それでも同じ時にまた、世界中で、この紛争を終わらせようと多くの人びとが声を上げ、世界中のユダヤ教徒、キリスト教徒、イスラム教徒の人びともまた傷ついたパレスチナの人びとのために祈りを共にしています。わたしたちも、パレスチナに一刻も早く真の平和がもたらされるよう祈ります。

<日韓の歴史について>

1910年の朝鮮併合により日本の植民地とされた朝鮮半島から、日本の軍需工場や鉱山、炭鉱に労働力として強制連行された朝鮮人労働者を追悼する碑が日本各地に建立されています。その中で2024年1月29日、多くの市民の反対の声を無視し、群馬県知事は群馬県立公園「群馬の森」に建立された「記憶 反省 そして友好」と刻まれた朝鮮人労働者追悼碑の撤去工事を開始しました。在特会を含めた右派系市民団体による誤った歴史宣伝を元に、強制連行などなかった等と歪められた歴史理解に行政、政府が同調し、日本各地で同様の事態が進んでいます。

日本基督教団と在日大韓基督教会は、このような誤りと悪意に満ちた日韓の歴史を継承するのではなく、朝鮮半島と日本、東北アジア全体の真の平和を愛と和解と調和の中で共に未来を目指し歩み続けます。

<アジアの平和について>

2023年度の向こう5年間の日本の防衛費は43兆円という空前の金額となりました。2022年にイギリス、イタリアと戦闘機開発を合意

した結果、2024年3月には遂に第三国へ最新型戦闘機を輸出することを国会審議もせず決定してしまいました。日本は他国から眺めれば巨大な軍事国家を目指し、国際社会における平和の秩序を保つことを放棄するのではという懸念を、かつて日本が侵略した地域の人びとにもたらします。

また、台湾有事を見据えた中国への牽制としての米国軍事同盟の強化は、朝鮮半島と南西諸島を戦闘地域と想定しています。とりわけ沖縄では、2016年以降、米軍基地のみならず自衛隊基地の増強と新たな基地設置が続いており、そこに暮らす人びとの未来を脅かし、平和を遠ざけています。軍事で平和は守れません。わたしたちは繰り返し、何度でも訴え続けます。そして、日韓の市民とアジアの人びとと共に歩みます。

<原発依存からの脱却について>

東京電力福島第一原子力発電所から放射能汚染水海洋投棄が始まり、2024年度は54,700トンの汚染水が投棄される予定で、トリチウムの総量は約14兆ベクレルになると報道されています。

また、2024年1月1日に起きた能登半島地震では、震源地の近くに多くの原発があり、多くの方が第二の原発被害を思い浮かべました。幸いにも原発に被害はないとされましたが、避難経路に多くの課題があることが浮き彫りとなりました。

振り返れば、2011年の東京電力福島第一原発のメルトダウン・爆発により海洋に流れ出た、希釈されていない放射性液体廃棄物は、セシウム137で15,000兆ベクレルであり、年間管理目標値2,200億ベクレルの約7万年分です。この放射性物質は、いまも海洋を移動しています。地震の多い日本の国土において原発ほど命を脅かすものはなく、直ちに運転を停止させ、速やかに廃炉への作業に取りかからねばなりません。

わたしたちは、人間の力では制御できない原発に依存するエネルギー政策からの脱却を強く求めます。

言することができる。ただし、表決に加わることができない。

(1) 正教師で議員でない者
 (2) 補教師で議員でない者
 (3) 教区総会において推薦する者
 (4) キリスト教教育主事

第63条① 略

② 議長および副議長は、正教師たる議員の中から、書記は議員の中から、定期教区総会において選挙する。

③-④ 略

第66条 教区総会において処理すべき事項は次のとおりである。

(1) - (2) 略

(3) 教師の按手礼および准允に関する事項

(4) 牧師、伝道師の就任、退任その他教師の移動に関する事項

(5) 以下 略

第103条 教会担任教師が正教師であるときは牧師、補教師であるときは伝道師という。

(参考)
 「日本基督教団 教会」規則(準則)

第14条① 担任教師が正教師であるときは牧師、補教師であるときは伝道師という。

② 略

第15条 牧師または伝道師が就任したとき、教会は教区と合議の上、就任式をおこなう。

第104条 教会担任教師は、次の教務を執行する。ただし、伝道師は第2号の教務を執行できない。

以下 略。

第123条① 教師は分けて正教師および補教師とする。

② 教師は教区および教団の名簿に登録しなければならない。

第124条① 正教師とは、正教師試験に合格し、教区総会の議決を経て、按手礼を領したものである。

② 略

第125条① 補教師とは補教師検定試験に合格し、教区総会の議決を経て、伝道の准允を受けたものである。

② 准允は、教区総会議長がつかさどる。

(参考)
 宣教師に関する規定

第5条 (職制)
 受入れ宣教師で、本教団の教師と同等の准允もしくは按手礼を受領した者は、教規123条の本教団の教師とみなす。

言することができる。ただし、表決に加わることができない。

(1) 教師で議員でない者
 (2) 教区総会において推薦する者
 (3) キリスト教教育主事

第63条① 略

② 議長および副議長は、教師たる議員の中から、書記は議員の中から、定期教区総会において選挙する。

③-④ 略

第66条 教区総会において処理すべき事項は次のとおりである。

(1) - (2) 略

(3) 教師の按手礼に関する事項

(4) 牧師の就任、退任その他教師の移動に関する事項

(5) 以下 略

第103条 教会担任教師を牧師という。

(参考)
 「日本基督教団 教会」規則(準則)

第14条① 担任教師を牧師という。

② 略

第15条 牧師が就任したとき、教会は教区と合議の上、就任式をおこなう。

第104条 教会担任教師は、次の教務を執行する。

以下 略。

第123条 ① 削除
 教師は教区および教団の名簿に登録しなければならない。

第124条① 教師とは、教師試験に合格し、教区総会の議決を経て、按手礼を領したものである。

② 略

第125条 削除

(参考)
 宣教師に関する規定

第5条 (職制)
 受入れ宣教師で、本教団の教師と同等の按手礼を受領した者は、教規123条の本教団の教師とみなす。

教憲変更議案：「教憲9条を改正し、伴って関連教規条項を改正する件」掲載について

2024年7月27日
 第42総会期 日本基督教団総会議長 雲然俊美

第74回九州教区定期総会にて、第43回教団総会への提出議案として可決されました。本議案は、「教憲変更議案」となります。教憲12条に則り、教団新報にて「公表する」こととなりました。

教憲9条を改正し、伴って関連教規条項を改正する件

提案者 第70回九州教区総会

議案

現行の教憲第9条の規定「教師はこれをわけて、正教師および補教師とする」は、先の大戦下に宗教団体法(1940年施行)及び同施行令の命じるところに従って合同前各教派が不可抗力的に採るに至った「二種教職制」を踏襲して定められた旧日本基督教団規則第207条「教師ハ之ヲ分チテ正教師及補教師ノ二種トス」を、戦後の混乱期に十分な検討なくそのままに引き継いだ(1946年6月制定)ものであって、教会の信仰に基く内的希求ないし信仰的決断に発した定めではない。

従って、第42回日本基督教団総会は、先の戦時下に犯した“神の主権よりも国権を上位に置いた過ち”を深く悔改め、神が与え給うた信仰の自由なる決断において、教憲第9条を次の通り、改正し、伴って関連教規条項を改正する。

《 現行規程 》

《 改訂規程 (案) 》

《 現行規程 》	《 改訂規程 (案) 》
<p>教 憲</p> <p>第9条 本教団の教師は、神に召され正規の手続きを経て献身した者とする。 教師はこれをわけて、正教師および補教師とする。 正教師は按手礼を領した者、補教師は伝道の准允を受けた者とする。</p> <p>なし</p>	<p>第9条 本教団の教師は、神に召され正規の手続きを経て献身し、按手礼を領した者とする。</p> <p>付則 (※12条の後に追加) 上記の変更は、決議の日から3年を超えない範囲内において、常議員会の定める日から施行する。</p>
<p>教 規</p> <p>第7条① 略</p> <p>② 議長、副議長および書記は、<u>正教師</u>の議員の中から定期教団総会において選挙する。</p> <p>第12条① 略</p> <p>② 仮議長は、<u>正教師</u>の議員の中から選ぶ。</p> <p>第61条① 教区総会は、次に掲げる議員をもって組織する。ただし、沖縄教区の場合は、第1号ないし第4号の議員を教区規則の定めるところによって変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教区内における<u>正教師</u>たる巡回教師 および<u>正教師</u>たる教務教師の互選による者、総数の3分の1</p> <p>(3) 教区内における<u>正教師</u>たる神学教師各神学校の専任者、総数の2分の1</p> <p>(4) - (5) 略</p> <p>第62条① 次に掲げる者は、<u>准議員</u>として教区総会に出席し発</p>	<p>② 議長、副議長および書記は、<u>教師</u>の議員の中から定期教団総会において選挙する。</p> <p>② 仮議長は、<u>教師</u>の議員の中から選ぶ。</p> <p>第61条① 教区総会は、次に掲げる議員をもって組織する。ただし、沖縄教区の場合は、第1号ないし第4号の議員を教区規則の定めるところによって変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教区内における<u>巡回教師</u> および<u>教務教師</u>の互選による者、総数の3分の1</p> <p>(3) 教区内における<u>神学教師</u>各神学校の専任者、総数の2分の1</p> <p>(4) - (5) 略</p> <p>第62条① 次に掲げる者は、<u>准議員</u>として教区総会に出席し発</p>

※下線部改正箇所 (参考) は、諸規定等で、関連して改正が必要となるものの例を示す。
 ※教規改正以外に、「教師検定規則」の改正も必要となる。

提案理由

日本基督教団は、敗戦前の

国家統制の厳しい時代に採ることを余儀なくされた二種教職制度を、教会に相応しい制度であると捉えてきた訳ではありません。1954年の教団信仰告白制定後の1956年の教憲改正、それに続く再度の教憲改正作業(1958年)がなされた頃、「教師と按手札を領した者ではないか」との意見が盛んに主張され、その正当性を認める形で「准允を受けた者を「教師補」とする」内容の教憲第9条改正案がまとめられたのでした。第12回教団総会(1962年)では二種教職制の解消に至らないままの教憲改正となりました。

しかし、議論は止むことなく更に続き、第15総会期信仰職制委員会(1968年)は「教師を二種とせず、一種のみとすべき」と結論し、同時に教師に至るまでの「教師補」的制度を置くことが望ましいという方向性を打ち出しました。これをうけた第16総会期常議員会(1969年)は教憲第9条改正の必要を認める決議をなしました。その後、常任常議員会の下に設置された作業委員会が提出した報告を基に常議員会は、1970年7月、第17回教団総会に二種教職制廃止を目的とする教憲第9条改正を正式に提案することを決定したのでした。その内容は、教憲第9条の条文を「本教団の教師は、神に召され正規の手続きを経て献身し、按手札を領した者とする」というものであり、これに伴う教規、関連規則の変更を第18回教団総会に

要因であったと思われま。直近、最後の教团的取り組みは、第30総会期第5回常議員会(1998年7月)が提案し、第32回総会(2000年)で可決された「教憲9条を検討する件」でした。これは実に3総会期をかけての検討でしたが、教憲第9条検討作業委員会は2006年2月の第34総会期第4回常議員会に、これ以上の検討作業継続は困難であるとの最終報告を提出、常議員会がこれを承認したことによって、二種教職制度は教団の議題とされることとなり、今日に至ることとなったのでした。この時点で課題克服を阻んだ要因のひとつは、温存された二種教職制度と共存するうちに、補教師という制度の中に訓練期間としての「有用性」を見出す層が現れてきたことであったと考えられます。

以上のように、教憲第9条に定められた二種教職制度に対する問題意識が、時の経過と共に退行してきたことには否めません。しかし、そうであるからと云って、教会の根幹に関わるこの問題を捨て置くことはできません。先の敗戦後にいち早くこの問題を指摘した先輩方やその後改正努力を積み上げて下さった方々は、「正教師・補教師の別によって御言の宣教と聖礼典執行が分離されることはプロテスタントの神学から承認されないこと」であり、「二種教職制度とは国の圧力の下に採ってしまった便法」であり、「神の主権よりも国権を上位に置いた過ち」の痕(しるし)であることを見抜いておられたのです。この認識は正当です。便法の上に主の教

会が建て上げられるはずはなく、神の主権よりも国権を上位に置いた過ちの痕を帯びたまま、まことの教会となり得る道理もないことです。補教師制度に訓練期間としての「有用性」を見出すことも本末顛倒というほかありません。

長い年月にわたる議論の膨大な集積に怖れを抱いているとしても、これより生起するであろう法規相互の整合作業や制度整備にたじろぐ思いに囚われているとしても、私たちは「教憲9条を改正し、併って関連教規条項を改正する」ことを決断すべきです。私たちは主のみ従う教会であらねばならず、従ってそれを体現せねばならないからです。

尚、本議案は、第41回日本基督教団総会に提出された議案と内容を同じくする議案です。第66回九州教区定期総会(2016年)において決議され、その後、同年開催の第40回日本基督教団総会に提出された議案は、提案者の責めに帰せられるべき理由なく、教憲12条所定の期間内議案公表手続きに瑕疵が生じたため、上程されることがありませんでした。また、この議案に修正を加え、第68回九州教区定期総会(2018年)において決議され、その後、同年開催の第41回日本基督教団総会に提出された議案は、総会に残された審議時間がわずかであったので、短時間でこの議案を判ずることを避けるため、提案者である九州教区総会を代表する総会議長自ら取り下げました。

この過程で、九州教区総会が願ってきたことは、教団の歩み、ひいては「国家と教会」という、信仰の本質にも関わる重要な主題を内包する本議案がこのまま捨て置かれ、二種教職制度の課題が風化していかないこと、また、かつての教団が真剣に向き合おうとした二種教職制度への検討・協議の場が、いま一度回復されることでした。

教団は、第40総会期教師養成制度検討委員会に二種教職制度の取り扱いを委託しました。同委員会は、①「教憲第9条検討作業委員会(2004年〜2006年)」の検討作業と報告を踏まえ、②として同委員会委員長と書記を、③「教憲9条改正」議案の提案者である九州教区から提案の概要と趣旨について聴く、④として九州教区総会議長を、⑤二種教職制の問題について神学的な課題について検討する、として東京神学大学学長を、それぞれ招き、聴取を行っています。しかし、第41回日本基督教団総会において九州教区が議案を取り下げたことを理由として、教師養成制度検討委員会は、同委員会として検討を終了させてしまいました。この判断への疑義は拭えません。けれども、より重要であるのは、同委員会自身が、今後、取り扱いを議長と常議員会に委ねる、としている点です。教憲9条の課題は未だ終了していません。一つの委員会に担わせて終わりとするのはなく、議長や常議員会が検討・協議の場を形作り、積極的に課題の解決に向かって取り組みを進めることが必要です。

以上、わたしたち九州教区総会には、教団における二種教職制度の克服を願い、本議案を提出いたします。

この改正案は、いわゆる「教団紛争」の激化に伴う第17回教団総会延期などの事情の中で、以後の教団総会で毎回継続審議扱いとされざるを得ず、第25回教団総会(1988年)において、全教区の議員が揃う教団総会開催まで審議を凍結するとの決議がなされ、教団総会議案からは消えることとなりました。しかし私たちが忘れてならないのは、この間30余年の長きにわたって信仰の先達が日本基督教団にとつて、あるべき教職制度を形にしようと真剣な努力を続けて下さったという事実であり、教団全体にもまことの教会となるために二種教職制度の問題を等閑視することはできないとの認識が保持し続けられていたということだ。

1982年からは「三委員会連絡会」(教師委員会・信仰職制委員会・教師検定委員会)が、教師制度や教師検定制のあり方について検討を重ねるといふ努力があり、第27回教団総会(1992年)は全教区の議員が出揃う総会となりましたが、残念ながら、以後の教団総会で二種教職制廃止をめぐる本格的な議論がなされる機会は多くはありませんでした。本質議論は出尽くしているであろうとの認識と共に、膨大な議論の集積という事実が、その時点での議員たちをして積極的発言をためらわせたものでしょう。そしてまた、時の経過の中で事実上、継続されてきた二種教職制度ですから、これに無頓着な世代が現れてきたことも

要因であったと思われま。直近、最後の教团的取り組みは、第30総会期第5回常議員会(1998年7月)が提案し、第32回総会(2000年)で可決された「教憲9条を検討する件」でした。これは実に3総会期をかけての検討でしたが、教憲第9条検討作業委員会は2006年2月の第34総会期第4回常議員会に、これ以上の検討作業継続は困難であるとの最終報告を提出、常議員会がこれを承認したことによって、二種教職制度は教団の議題とされることとなり、今日に至ることとなったのでした。この時点で課題克服を阻んだ要因のひとつは、温存された二種教職制度と共存するうちに、補教師という制度の中に訓練期間としての「有用性」を見出す層が現れてきたことであったと考えられます。

以上のように、教憲第9条に定められた二種教職制度に対する問題意識が、時の経過と共に退行してきたことには否めません。しかし、そうであるからと云って、教会の根幹に関わるこの問題を捨て置くことはできません。先の敗戦後にいち早くこの問題を指摘した先輩方やその後改正努力を積み上げて下さった方々は、「正教師・補教師の別によって御言の宣教と聖礼典執行が分離されることはプロテスタントの神学から承認されないこと」であり、「二種教職制度とは国の圧力の下に採ってしまった便法」であり、「神の主権よりも国権を上位に置いた過ち」の痕(しるし)であることを見抜いておられたのです。この認識は正当です。便法の上に主の教

会が建て上げられるはずはなく、神の主権よりも国権を上位に置いた過ちの痕を帯びたまま、まことの教会となり得る道理もないことです。補教師制度に訓練期間としての「有用性」を見出すことも本末顛倒というほかありません。

長い年月にわたる議論の膨大な集積に怖れを抱いているとしても、これより生起するであろう法規相互の整合作業や制度整備にたじろぐ思いに囚われているとしても、私たちは「教憲9条を改正し、併って関連教規条項を改正する」ことを決断すべきです。私たちは主のみ従う教会であらねばならず、従ってそれを体現せねばならないからです。

尚、本議案は、第41回日本基督教団総会に提出された議案と内容を同じくする議案です。第66回九州教区定期総会(2016年)において決議され、その後、同年開催の第40回日本基督教団総会に提出された議案は、提案者の責めに帰せられるべき理由なく、教憲12条所定の期間内議案公表手続きに瑕疵が生じたため、上程されることがありませんでした。また、この議案に修正を加え、第68回九州教区定期総会(2018年)において決議され、その後、同年開催の第41回日本基督教団総会に提出された議案は、総会に残された審議時間がわずかであったので、短時間でこの議案を判ずることを避けるため、提案者である九州教区総会を代表する総会議長自ら取り下げました。

この過程で、九州教区総会が願ってきたことは、教団の歩み、ひいては「国家と教会」という、信仰の本質にも関わる重要な主題を内包する本議案がこのまま捨て置かれ、二種教職制度の課題が風化していかないこと、また、かつての教団が真剣に向き合おうとした二種教職制度への検討・協議の場が、いま一度回復されることでした。

教団は、第40総会期教師養成制度検討委員会に二種教職制度の取り扱いを委託しました。同委員会は、①「教憲第9条検討作業委員会(2004年〜2006年)」の検討作業と報告を踏まえ、②として同委員会委員長と書記を、③「教憲9条改正」議案の提案者である九州教区から提案の概要と趣旨について聴く、④として九州教区総会議長を、⑤二種教職制の問題について神学的な課題について検討する、として東京神学大学学長を、それぞれ招き、聴取を行っています。しかし、第41回日本基督教団総会において九州教区が議案を取り下げたことを理由として、教師養成制度検討委員会は、同委員会として検討を終了させてしまいました。この判断への疑義は拭えません。けれども、より重要であるのは、同委員会自身が、今後、取り扱いを議長と常議員会に委ねる、としている点です。教憲9条の課題は未だ終了していません。一つの委員会に担わせて終わりとするのはなく、議長や常議員会が検討・協議の場を形作り、積極的に課題の解決に向かって取り組みを進めることが必要です。

以上、わたしたち九州教区総会には、教団における二種教職制度の克服を願い、本議案を提出いたします。

公 告

第43回 日本基督教団総会開催について

第43回日本基督教団総会を下記のとおり開催いたしますので、ここに公告します。
会期 2024年10月29日(火)午後1時30分～31日(木)午後3時
会場 ホテルメトロポリタン(東京都豊島区池袋1丁目6番1号)

2024年7月27日

日本基督教団総会議長 雲然俊美

◎議案は9月21日(土)、建議請願は10月10日(木)に締め切りとなります。

傍聴希望者は下記の要領に従って手続きをしてください。

- 1.傍聴資格 本教団の教師および現住陪餐会員たる信徒に限ります。なお、信徒の方は所属教会牧師もしくは日本基督教団教師の推薦状が必要です。
- 2.参加費 無料
- 3.参加方法 今回もコロナ感染予防対策のためYouTubeによる限定配信となります。
- 4.締め切り 2024年10月25日(金)
- 5.申込方法

〈インターネットでのお申し込みの場合〉

Googleフォームにお名前、ご住所、教会名、電話番号、メールアドレスをご入力ください。※信徒の方は推薦状を必ず郵送でお送りください。

申し込みが完了しましたら、教団事務局総務部より申し込み完了のメールを差し上げます。https://forms.gle/5ZWQokPsMdv5S5k48

〈書面でお申し込みの場合〉

①お名前、ご住所、教会名、電話番号、メールアドレスをご記入の上、下記へお申し込みください。

②信徒の方は必ず推薦状を同封してください。
日本基督教団総務部(〒160-0051 東京都新宿区西早稲田2丁目3番18号)



救援募金延長(ウクライナ・ガザ)のお知らせ

主の聖名を賛美いたします。
日本基督教団では、一日も早く、ウクライナとパレスチナ・ガザに平和と、人々の命が守られることを祈り、社会委員会を通して人道的支援のための募金を行っています。
募金期間を2024年12月末まで延長いたします。
ご協力をお願いいたします。

2024年7月

第42総会期日本基督教団
社会委員長 柳谷知之

- ◎募金期間 2024年12月末
- ◎目標額 特に定めず
- ◎送金先 加入者名 日本基督教団社会委員会
- ◎郵便振替 00150-2-593699
通信欄に、内訳をお書きください。

事務局報

伊藤嘉朗(田川教会主任)



担任教師

24年6月24日逝去、82歳。新潟県生まれ。69年東京神学大学大学院卒業、72年より亀有、宮古、松江北堀、鴻巣、永福町、広島府中、指宿、田川教会を牧会。遺族は妻・伊藤芳子さん。(6面に続く)

伝 道 報 告



七十二人は喜んで帰って来て、こう言った。…イエスは言われた。「あなたがたの名が天に書き記されていることを喜びなさい。」 ルカによる福音書第10章17節～20節

伝道推進室より応援した教会・伝道所

「さまよう人々」たちかえりて

竹野伝道所(代務)牧師 山本 桂子

同じ年に竹野で一般市民に向けた伝道講演会が開催され、講師だった岡山の内山下教会・吉野勝栄牧師が、その後も月に一度聖書研究会のためにやって来た。与田氏の妹で当時小学生だった田中美智子さんは、自宅で行われる聖書研究会に大勢の若者が集まり、母がたくさんの食事を用意していたこと、讃美歌を歌う時は自分もその中に入って歌ったことなどを覚えている。いつも歌われていたのが239番(54年版)「さまよう人々」だった。それはある意味で彼らの道の手を暗示していたのかもしれない。1951年以降は兵庫教区但馬地区の教会の牧師が関わることになり、天幕伝道を経て、1959年に教団認可を受けて竹野伝道所となった。会堂を持たず、主任者を招聘したこともなく、礼拝は代務者や地区内教師が担当し、空き家や信徒宅など場所を移動しながら活動が継続されてきた。信徒伝道者という名前こそつかないが、地域における日常的な伝道者としての働きは信徒が担ってきた。教会活動

竹野伝道所は特定の教派や教会、牧師による開拓伝道等であった教会ではない。この地の住民によって自発的に形成され、続けられてきた教会だ。戦時中、フィリピンで捕虜となった与田敏夫という青年がクリスチャンの看守を通してキリスト教を知り、故郷の竹野村に復員した後、1946年に数名の仲間とともに小学校の教室で聖書研究会をはじめたことによる。

は少人数で維持されてきたが、2006年に借りていた場所を退去し礼拝場所が失われた。この時教会員は前述の田中さん1名になっていた。教会が単独で対処できることはなく閉鎖や合併も考えられたが、竹野から福音の灯を消したくないという強い思いを受けて、兵庫県北部の8つの教会からなる但馬地区は、教区常置委員会に対して、教区内の教会が置かれた状況に對して教区としてどう向きあうのかという問いを投げかけた。最終的に但馬地区が主体となって民家を購入し、2008年に竹野伝道所ははじめて自分たちの会堂を得たのである。これと並行して兵庫教区では、地方の一教会で生じる事柄は「その教会の問題」ではなく、教区の宣教の課題であるという教区としての共通理解を表明した。当時はこの内容にピンとこない教会も多かっただろうが、2024年現在、15年以上前に竹野が直面した状況は都市地の教会でもはや他人事ではなくなった。信徒数の減少はリカバリー不可能であり、教師を招聘できない、礼拝が困難ということも珍しくない。それが「その教会の問題」ではなくキリスト教会全体の宣教の課題であることは明らかだ。竹野は今も都市地の教会の15年先の現実を生きている。数字的改善の見込みなどない。しかし現場が思いのほか明るくあつげらんとしていくことに驚くだろう。その根っこにあるのは「さまよう人々」だった教会の歩みに対する神の導きの確信、何よりも共に重荷を担ってくれる仲間がいるということへの信頼だ。



上、2008年に購入された建物。左端が田中さん、真ん中が筆者、下、礼拝後に。

2008年に購入された建物。左端が田中さん、真ん中が筆者、下、礼拝後に。

- (5面より続き)
正教師登録
金澤友幸 (2023.5.3受按)
補教師登録
久保吉隆 (2024.4.29受允)
西川 穂、廣瀬祥史 (2024.5.26受允)
平澤道男、成 智圭 (2024.5.28受允)
大下陽子、水野志帆子 (2024.5.29受允)
玉木光一 (2024.6.2受允)
教師異動
仙台東 就(代)近藤 誠
酒田 就(主)平澤道男
松井田(代)朝日研一朗
就(代)林原泰樹
佐野 就(主)松井 初
益子 就(担)大下陽子
穴喰 就(代)野村義和
横浜二ツ橋 就(主)松本直也
就(主)竹島 敏
聖隷クリストファー中学・高校
就(教)水野志帆子
岩槻 就(代)武田真治
片倉 就(担)玉木光一
六角橋 就(担)加山真路
相模原南(主)一宮秀禎
就(代)森田裕明
神奈川教区
辞(巡)鄭 富京
北見望ヶ丘 辞(代)韓 守賢
就(主)鄭 富京
札幌北部(代)小西陽祐
就(代)杉本和道
呉山手 辞(代)小松博士
就(主)玉田 真
東京聖書学校
就(兼神)大友英樹
聖学院小学校・幼稚園

- 辞(教)中村謙一
安藤記念就(主)中村謙一
二宮 辞(主)小林 充
就(代)金子信一
深谷西島 辞(主)竹内紹一郎
辞(担)竹内真理
就(主)竹内真理
山手(兼主)竹内紹一郎
就(主)竹内紹一郎
須磨 辞(主)西澤他喜衛
就(兼主)西澤他喜衛
曾根(兼主)西澤他喜衛
就(主)西澤他喜衛
神戸 辞(主)大塚 忍
就(代)山本 一
北見望ヶ丘 就(担)李 相勤
桶川 就(代)栗原 清
愛川 就(担)鄭 芝永
田園江田(担)山野 空
就(担)山野 心
東京カルバリ 辞(主)等間 良
就(主)山野 空
就(担)山野 心
仙台北三番丁 辞(代)齋藤 篤
就(主)等間 良
東北学院中学・高校 就(教)成 智圭
新宿西 就(担)西川 穂
中村町 就(担)廣瀬祥史
浄風 辞(主)滝口 宣
就(代)岡崎菜佳子
田川 辞(主)伊藤嘉朗
就(代)志村 真
教師隠退
松井 初、岡田はるみ

教団HPでは、毎月メッセージ動画(約10分)を配信中!



神様の御心のままに



江戸川教会員

柏樹みつさんは自然と洗礼へ導かれたと言つ。高校を卒業して1年後の19歳のとき、近所にあった西新井教会で洗礼を受けた。受洗前も含めて若い頃は教会で誘われて、アメリカ・メソジスト監督教会から派遣されたミス・ペイン宣教師が開設した隣保事業・愛患学園で時折開かれた集会に参加した。同世代の若者が集つていて、合唱や料理を教わつたのは楽しかった。教会のクリスマスなどのときに三重唱で賛美したのも懐かしい思い出である。
数年後、勤め先で知り合ったノンクリスチャンの夫と結婚した。自分が教会に行くことは認めてくれたが、夫は教会に足を踏み入れようとしなかつた。1、2年後、試験に襲われた。自分に初めて宿った小さな命を8か月で失い、耐え難い悲しみを味わつた。神の罰としか受け止められず、ずいぶん苦しみ、立ち直るには時間が必要だった。その後、2人の子供が生まれて子育てに忙しくなり、転勤や親の介護もあつて教会に出席する機会は減つたが、信仰があつたからこそ乗り越えられたことは多かつた、と今だから思える。
夫が会社員生活を退いてから、ようやく落ち着いて教会生活ができると思つたが、自分が89歳の今の祈りである。

2000年生まれの教職も共に新任教師オリエンテーションに出席した。6月末、着任して3か月、それぞれ懸命に福音伝道のために力を注いでおられる中、学びと親睦の時が与えられた。じゃんけん勝者の背後に敗者が連なっていくゲームの時、勝ち抜く新任教師をよく見るとパーしか出さない。そのことに皆気づき始め、結局負けてしまう。その後もその方はじゃんけんの時にはパーしか出さないのを見て、思わず「パーを出し続けるんですね」とお声をかけた。
「そうなんです」と笑つて頷いておられた。理由があるかもしれないが聞かなかつた。教師検定試験の直前の礼拝で説教者が「すべてを神さまに手放してください」と話したことがあった。
教会学校のイースター礼拝で「グーからパー、握りしめていた自分を神さまにお任せしましょう。私たちのために十字架にかかつて死なれたイエスさまは復活して死に勝ちました。だから今日は勝利のV、チョコキでお祝いしましょう」と話したことがある。チョコキははさみ。悪霊は人を分断していく。聖霊はつないでくださる。信仰を与えられても愚かな行いはあるが、委ねるお方がいる幸いと思う。

すべて手放す
お祝いしましょう」と話したことがある。チョコキははさみ。悪霊は人を分断していく。聖霊はつないでくださる。信仰を与えられても愚かな行いはあるが、委ねるお方がいる幸いと思う。(教団総幹事 網中彰子)